

特定弔慰金等支給業務の経緯

平成 7 年 3 月

内閣総理大臣官房管理室

は し が き

先の大戦において、20万人を越える台湾住民が日本の旧軍人軍属として軍務に服し、南方その他の地域において多数の者が戦死し、又は戦傷病を負った。これら戦死又は戦傷病となった台湾住民については、戦後、台湾が日本領土から分離したことに伴い日本の国籍を喪失したため恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法などの日本の国内法による給付を受けられなくなった。

このため、台湾住民の元日本兵は、昭和52年8月日本国政府に対し、補償を求める訴訟を起こした。昭和60年8月、東京高等裁判所は、原告の控訴を棄却したが、国政関係者に対する期待として「予測される外交上、財政上、法技術上の困難を超克して、早急に不利益を払拭し、国際信用を高めるよう尽力すること」と判決理由に特に付言された。

一方、昭和52年6月には超党派の有志議員による、いわゆる「台湾議懇」が発足し、本問題の解決に向けた活動が開始された。

その後、約10年に及ぶ同議懇の活動の結果、外交面、財政面等の幾多の問題を克服して、昭和62年9月に「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」が成立した。

さらに、昭和63年5月に「特定弔慰金等の支給の実施に関する法律」が成立し、これを受けて同年7月1日付で総理府に臨時特定弔慰金等業務室が設置された。

同業務室は、実施に向けた準備を進め、同年9月1日から特定弔慰金等の支給事務を開始した。

その後、平成4年4月1日からは臨時特定弔慰金等業務室の存続期限の到来により、内閣総理大臣官房管理室において業務を引き継いで実施してきた。

本業務は、台湾住民である戦没者遺族等に対し、人道的精神に基づいて日本側の誠意を示すという重要な業務であった。また、現在国交関係のない台湾の住民を対象とするものであるため、その実施に際しては種々の困難が伴った。

このため、関係各省庁及び関係各機関の多大の御支援、御協力をいただき、その円滑な推進に努めた結果、平成6年度末で全ての業務を終了し、本問題にピリオドを打つに至った。

本冊子は「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」（昭和62年法律第105号）及び「特定弔慰金等の支給の実施に関する法律」（昭和63年法律第31号）の制定の背景となった一連の経緯と論議を記述し、さらに、法律の運用等についての各般の問題について記録することを目的に編纂したものである。

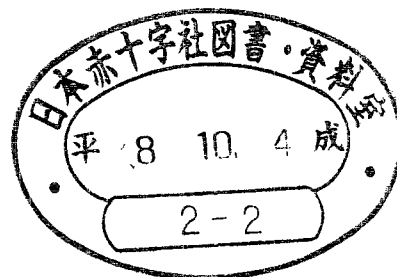
終わりに、本問題の解決に向けて格段の御尽力をされた関係各位、並びに法律の実施に当たり業務に精励された日本赤十字社始め関係各機関及び関係各省庁の各位に対し、あらためて衷心より謝意を表する次第である。

平成7年3月31日

内閣総理大臣官房管理室長

安 藤 昌 弘

目 次



第 1 章 台湾住民である元日本兵問題～業務室設置に至るまでの経緯	1
1 台湾住民である元日本兵問題の概要	1
2 法律の制定経緯及びその背景	7
3 臨時特定弔慰金等業務室の設置	26
第 2 章 旧軍人軍属等に対する補償制度の概要	36
1 戦時における軍関係への動員経緯	36
2 戦時における軍人軍属等及びその遺族に対する補償	38
3 戦後における軍人軍属等及びその遺族に対する補償の変遷	40
第 3 章 補償問題に関する裁判所の判決	42
1 台湾住民である元日本兵の戦死傷補償請求訴訟	42
2 裁判所の判決	43
3 参考（提訴者の特定弔慰金等支給裁定状況）	48
第 4 章 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案の国会提出と審議	50
1 国会提出と審議の概要	50
2 衆議院における審議	51
3 参議院における審議	56
第 5 章 戦没者名簿の交換経緯	57
1 戦没者名簿	57
2 戦没対象者数	61
3 各種名簿の概要	64
第 6 章 台湾住民である元日本兵問題の調査等の動き	66
1 台湾住民である元日本兵問題に係る調査	66
2 訪台調査の報告	70
3 実施取決めの締結	79
（別添 1）実施取決め案骨子	84
（別添 2）台紅宛書簡案	99
（別添 3）1988 年 7 月 25 日新聞に公示する公示案	100

第7章 特定弔慰金等制度の概要	101
1 弔慰金法の概要	101
2 実施法の概要	103
3 支給事務の概要	104
(別添1) 特定弔慰金等支給事務概要	108
(別添2) 特定弔慰金等送金事務概要	109
(参考) 特定弔慰金等の返納方法について	110
4 特定弔慰金等国庫債券	111
第8章 支給事務処理上の主な問題点	112
1 現行制度の運用	112
2 台湾養子制度の取扱い	121
(参考) 台湾の養子制度の概要	128
3 支給事務の終末期に係る懸案事項	129
4 新たなる問題の発生	136
第9章 行政不服審査法に基づく審査請求	139
1 審査請求裁決に至る経緯	139
2 審査請求の審査状況	140
3 見舞金請求後に症状が変動した場合の取り扱いについて	141
4 審査請求の審査に関する主な要領	143
(統計) 審査請求処理状況表	145
第10章 広報の実施状況	146

特定弔慰金等支給業務の経緯

〈注〉同会は、昭和55年10月に「台湾人元日本兵等の問題懇談会」、62年9月に「台湾戦没者等問題議員懇談会」と改称した。

なお、初代会長は稲村 左近四郎議員であり、昭和59年8月から有馬元治議員が会長を務めた。

「台湾戦没者等問題議員懇談会」名簿 (昭和62年9月現在)

名誉会長	山中 貞 則				
顧問	長谷川 峻	天 野 光 晴	奥 野 誠 亮		
	武 藤 嘉 文	羽 田 孜	徳 永 正 利		
	瀬 谷 英 行	石 橋 正 嗣	田 邊 誠		
	田 川 誠 一				
会 長	有 馬 元 治				
副 会 長	池 田 行 彦	堀 江 正 夫	渡 部 行 雄		
	大 橋 敏 雄	永 末 英 一	阿 部 昭 吾		
事務局 長	板 垣 正				
懇談会委員					
(衆議院)					
自由民主党	愛 野 興一郎	片 岡 清 一	谷 洋 一		
	堀之内 久 男	亀 井 静 香	北 口 博		
	東 家 嘉 幸	西 田 司	宮 下 創 平		
	持 永 和 見				
日本社会党	村 山 喜 一				
公 明 党	渡 辺 一 郎				
民 社 党	米 沢 隆	川 端 達 男	和 田 一 仁		
(参議院)					
自由民主党	後 藤 正 夫	村 上 正 邦	大 木 浩		
	大 城 眞 順	林 寛 子	曾根田 郁 夫		
日本社会党	野 田 哲	久 保 亘	久保田 眞 苗		
公 明 党	峯 山 昭 範	飯 田 忠 雄			
民 社 党	柳 澤 鍊 造	三 治 重 信	井 上 計		

昭和57年の前記東京地裁判決を契機とした法案化の気運の高まりを背景として、同議員懇談会においては、同年8月に議員立法の動きをみせたが、国会提出には至らなかった。

その後、自民党は、この補償問題を政務調査会で正式に取り上げ、昭和58年3月内閣部会に「台湾出身元日本兵等に関する小委員会」を設置した。同小委員会は、「対象を戦没者遺族等とし、これまでの経緯を尊重しつつ国の財政事情を勘案し、昭和59年度を初年度とし概ね3年程度の期間において措置するものとする」ことを決定した。この決定は、58年8月の内閣部会において了承されたが、政務調査会レベルの了解が得られず同会長預かりとなった。

一方、弔慰金等支給業務の窓口について、日本赤十字社と台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関（以下「台湾紅十字会」という。）とすることにより中国政府及び台湾当局の了承を得られたと判断し、昭和59年5月の議員懇談会において、第101回国会開会中に両院の議決及び議員立法を行うことを決定したが、衆議院内閣委員会理事会における与野党間で決議案の表現に関し一致せず、解決は先送りとなった。

昭和59年末の60年度予算に関する党三役折衝において、官房長官がいわゆる「台湾人元日本兵問題」について、「政府がボールを受けるだけでも、外交、内政上いろいろ問題が起こる懸念がある」とのことわりを付した上で次のとおり発言し、政府・与党の出席者はこれを了解した。

- ①政府は、この問題を受けてよく検討する。
- ②政府内部においては、各省庁協力の下で行う。
- ③検討の結果は、政府・党ともこれを尊重する。
- ④この検討のため、総理府に500万円の検討経費を計上する。

この了解を受けて、本問題について検討するための経費として、60年度総理府予算に500万円が計上された。

(4) 関係省庁連絡会議

昭和60年5月24日、いわゆる「台湾人元日本兵問題」について検討するため、関係省庁申合せにより、内閣総理大臣官房審議室長（現在の外政審議室長）を議長とし、関係省庁局長クラスを構成メンバーとする「台湾人元日本兵問題関係省庁連絡会議」が総理府に設けられた。

(5) 議員懇談会の構想

- ① 性 格 弔慰金・見舞金とする。
② 対 象 者 台湾籍旧日本軍人・軍属であった者のうち戦死者、戦没者
(30,306人)

〈注〉上記の他、重傷者(数 100人)、戦犯として処刑された者(数10人)も対象とする考えがある

- ③ 金 額 生死者、戦没者1人当たり〇〇〇万円(未定)

〈注〉所要額の最高は約900億円強。(1人当たり300万円を単年度で処理。)

裁定は、1ヶ年度当たり60億円程度か?(1人当たり100万円を5ヶ年度ぐらいかけて処理。総額は300億円強。)

- ④ 支給の方法 日本赤十字社から台湾紅十字会に所要資金を交付し、台湾紅十字会が対象者に支払う。

昭和60年11月13日、議員懇談会は、関係6省庁(総理府、総務庁、外務省、大蔵省、厚生省及び郵政省)の担当局長等との意見交換を行った結果、当該構想の実現に当たっての障害は、財政問題のみであるとの結論を得た。

この財政問題については、山中 貞則議員が党税制調査会等の場で財源捻出に当たり、61年度予算に所要経費を計上し、さらに次期通常国会において、超党派の議員立法により関係法律を成立させ、これにより61年度中に何らかの形でこの問題の決着を図ることとなった。

これを受け、総理府官房審議室において、関係省庁に対し当該議員懇談会構想を提示して意見を求めたところ、大蔵省が財源上の理由から明確な反対の意思表示をした。

(6) 企画検討経費

昭和60年12月11日に開かれた議員懇談会においては、年末の予算編成に向けて実現のための具体的行動を起こすこととし、関係議員が官房長官、大蔵大臣及び党政務調査会長に対し、本問題を61年度中に決着させることについて要望することを決定した。

これに基づいて、同月13日、有馬 元治議員らは、官房長官に対し「61年度予算に補償関係経費を計上すること」を強く要望したが、官房長官は、「

引き続き検討したい」旨答えた。

昭和60年12月27日、61年度予算編成に関する党三役折衝の際、「台湾人元日本兵問題」について自民党政務調査会長が下記のとおり発言し、官房長官及び大蔵大臣はこれを了承し、61年度総理府予算に「企画検討経費として2,000万円」が計上されることとなった。

「台湾人元日本兵問題」について

1. 本問題については、現在、最高裁判所において係争中であるので、最高裁判所の最終的な判断をまつ必要がある。
2. 他方、本問題の処理は、超党派の強い要望であり、60年度より検討の度合を更に深める必要がある。
3. 上記1・2の両点を踏まえ、61年度予算については、次により対処する。
 - (1) 60年度予算は、総理府に「台湾人元日本兵問題検討費」として500万円を計上した。61年度は予算費目の名称を「台湾人元日本兵問題企画検討費」に改め、予算額を2,000万円程度に増額する。その用途については、例えば(2)、(3)のような工夫をする。
 - (2) 政府部内における問題点の整理、検討等は引き続き行うこととするが、別途、与野党関係議員が本問題を検討する場を設ける。
 - (3) 台湾側の事情が許せば、民間団体等による（真に必要な場合には、与野党の関係議員が参加することも考慮する。）台湾紅十字会の実情、一般的な生活状況等の調査等を行うことを考慮する。
4. 上記のような検討を真剣に進めつつ、最高裁判所の判決に注視し、これが出された場合には、その内容に即して財政的措置を含め対応する。

(7) 法律案の作成・決定

議員懇談会においては、本問題解決のための法律案要綱を検討してきたところであるが、昭和61年12月11日の同懇談会総会において、「台湾住民である戦没者遺族等に対する弔慰金等に関する法律案要綱」及び「台湾住民である戦没者遺族等に対する弔慰金等に関する件（国会決議案）」が了承された。

(参考)

了 解 事 項

台湾住民元日本兵の遺族等に対する弔慰金等については、次のとおりとする。

1. 弔慰金等の金額は、戦没者等1人につき200万円とする。
2. この弔慰金等は交付国債により、1回払で支給するものとする。

昭和62年12月27日

自由民主党	幹 事 長	安 倍	晋太郎
	総 務 会 長	伊 東	正 義
	政 務 調 査 会 長	渡 辺	美智雄
	参 議 院 議 員 会 長	土 屋	義 彦
	幹 事 長 代 理	橋 本	龍太郎
内 閣 官 房 長 官	小 淵	恵 三	
大 蔵 大 臣	宮 澤	喜 一	

(10) 政府の措置

上記を踏まえて、昭和63年度総理府予算に特定弔慰金等支給関係経費として15,961万円（うち支給事務委託費として13,720万円）が計上された。なお、前年度は、前記にもあるように台湾元日本兵問題企画検討費として、調査委託費と事務費を合わせた4,686万円が計上された経過である。

本件支給業務の実施に関し必要な事項を盛り込んだ実施法案たる「特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案」（以下「実施法」という。）が政府提案により衆議院内閣委員会に提出され、昭和63年4月21日に同委員会を通過して翌22日の同本会議で可決された。その後、参議院内閣委員会を経由して4月27日の同本会議で可決・成立し、5月6日法律第31号として公布された。

当該実施法第2条及び第6条の規定に基づき、5月13日の閣議において、「特定弔慰金等の支給の実施に関する法律施行令案」（以下「施行令」という。）が決定され、昭和63年5月17日政令第144号として公布された。

さらに、特定弔慰金等の請求手続き、様式等を定めた「特定弔慰金等の支給

の実施に関する法律施行規則」が昭和63年5月23日総理府令第32号として制定された。

また、当該弔慰金法第4条の規定に基づいて、日本赤十字社と台湾紅十字会との間において弔慰金等の支給に関する取決めを締結することとされていたが、これら法令の成立を受けて、昭和63年7月15日当該「取決め」が締結された。但し、この取決めは、いわゆる民間協約であるものの対外的に微妙な配慮を要することと等にかんがみ、関係者間の合意により英文のみを正本とし、非公表となっている。

3 臨時特定弔慰金等業務室の設置

昭和63年7月1日、弔慰金法及び実施法の施行に関する事務を所掌する「臨時特定弔慰金等業務室」が総理府の大臣官房に設置された。

(1) 設置に至る経緯

- ① 昭和62年12月3日、外政審議室長より「台湾戦没者等に対する弔慰金等の支給事務の所管」について、厚生省援護局長、社会局長及び官房長に対し、当該事務を厚生省で所管することを申し入れた。

ア. 今回の事務は、基本的に旧陸海軍の残務の整理に関する事務であると考えられる。

また、弔慰金等の支給原因となる者は、台湾出身である日本の旧軍人又は旧軍属であった戦没者又は著しく重度の戦傷病者である。さらにこれらの者は、サンフランシスコ平和条約により法的に日本国籍を失ったことに伴い国籍要件のある援護法の適用を受けないこととなった者であるが、旧軍人軍属として戦没し、又は戦傷病を負った時点における身分関係は、現に援護法による給付原因となっている者の身分関係と同様の地位を占めていた者である。

以上のように、本件事務の性格、支給原因の旧軍人軍属たる身分と援護法による給付原因者との身分関係の同様性からして、本件事務については、これと最も密接な事務を所管しているのが厚生省であること。

(参考) 厚生省設置法第4条第2項(厚生省の任務)

2 戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護

3 旧陸海軍に属していた者の復員その他旧陸海軍の残務の整理

同 第5条(厚生省の所掌事務)

107 前3号に掲げるもののほか、旧陸海軍の残務の整理に関する事
イ. 本件事務を処理する上で必要な旧陸海軍に関する人事資料、史実資料等の情報を厚生省が保有していること。

また、従前、台湾側から送付を受けた戦没者名簿、戦傷病者名簿を保管し、その整理、日本側資料との照合を行ってきた実績があること。

ウ. 本件事務を的確かつ迅速に処理するために必要な知識、経験を有する職員が厚生省に存在すること。例え、本件事務を厚生省以外の省庁で担当し

ても、結局、厚生省に人的な応援を求めざるを得ないこと。

エ、現下の厳しい行財政の環境の下で、本件事務を処理する全く新しい行政機構を創設することは、適当でないと考えられること。

（本件事務の処理は、事柄の性格上、数年間で終了すべきものである。）

オ、弔慰金法により、弔慰金及び見舞金の支給は、日本赤十字社が行うものとされているが、日本赤十字社の監督官庁は厚生省であることから、本件事務を厚生省で所管することが、双方の密接な協力の下にその円滑な処理を期待できること。

（参考）日本赤十字社法第36条（報告及び検査）、第37条（監督処分）及び第38条（解任勧告）

カ、なお、本問題を総理府外政審議室が担当しているのは、他の台湾に係る軍事郵便貯金、未払給与の問題等と共に、「各行政機関の事務の連絡に関する事務のうち主として対外関係に係る事項に関すること」（総理府本府組織令第10条の2第1号）に該当する事務として「関係省庁連絡会議」の庶務を担当している経緯があるからである。

また、弔慰金法については、現時点でその内容、実施手続き等が具体的に定められていないこともあり、法律上所管省庁が明定し得ないため、当面「他の行政機関の所掌に属しない事務のうち主として対外関係に係る事項に関するものを調査し、企画し、立案すること」（同条第2号）として、総理府外政審議室が法の執行に向けて企画検討を行っているものである。

したがって、その結果、その所管省庁が厚生省と決すれば、実施事務が厚生省に移ることは、当然である。（総理府外政審議室には、「実施する」事務はない。）

- ② この申し入れに対し、12月4日、厚生省より「台湾戦没者等に対する弔慰金等の支給事務の所管に関する厚生省の立場」なる文書の提出があり、「当該事務の所管については受け入れられない」旨の回答があった。

ア、厚生省が主務官庁を引受られない理由として、

中国残留孤児に関する行政を通じて中華人民共和国政府と密接な関係を有しており、台湾問題の主務官庁になることでその関係を損なわれることは、是非とも避けたいと考えている。

・中国残留孤児行政は、未だ残る孤児の訪日調査、1,400世帯 6,000人

に及ぶ孤児の日本への帰国定着問題等を抱えており、社会的な関心も高く、今後長期にわたって厚生省の重要課題の一つとなること。

- ・この行政の推進に当たっては、中華人民共和国政府との密接な交渉を要するが、今までの交渉結果においても解決済みと思われる問題が、中国側から再度提起される事態が度々生じている。したがって、台湾問題の主務官庁となることが、新たな火種となることは十分予想されること。

台湾戦没者に関しては、既に総理府外政審議室に提出済の名簿以外に資料はなく、それ以外の者の個別認定を行うとすれば、ほとんど台湾側の提出する資料を信じるかどうかの割り切りの問題であり、どこの省庁が担当しようと同じである。

イ. 総理府の主務官庁とし適当と考える理由

- ・総理府には、前記のような中華人民共和国政府との特別密接な関係がなく、デメリットが少ないと考えられること。
- ・総理府は、引揚者に対する特別交付金の支給、従軍看護婦に対する慰労金の支給、新しくは戦後抑留者問題・在外財産問題・恩給欠格者問題等数多くの戦後処理問題を手掛けられており、特に引揚者に対する特別交付金は、今回同様国債交付による支給方式をとっていることから、十分なノウハウを持っていること。

今回の問題は微妙な外交問題を含んでいるが、総理府は現在まで外政審議室を中心に制度の創立に努力され、その間多くの関係者との交渉経緯があったものと推察されるので、今後も引き続き事務を担当されることが最も適当と考える。

- ③ これを受け、12月10日、外政審議室より厚生省あて「当該事務の所管に関する厚生省の立場」に対する見解と共に再度検討方依頼する文書を送付したところ、12月14日、再度厚生省より反論文書の提出があった。
- その内容は以下のとおりである。

○ 総理府外政審議室

台湾住民戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給問題については、「本件は我が国の対外関係上問題を生ずることなく実施し得るとの点につき、政

府として確認した上で、これを執ること」（昭和61年12月29日、昭和62年度予算編成時における政府・与党合意）を前提として慎重に検討が重ねられ、政府としても、人道上の問題として、日中共同声明、平和友好条約の原則と精神を堅持しつつ、本法律案にある形でこの問題を処理するのであれば、中国との間で特段問題を生ずることなく、本件事業を実施し得ると判断するに至ったことにより、本件問題を解決するための議員立法が先の第109回国会において制定されたものである。

したがって、本件事務を処理すること自体が、あたかも日中間に問題を惹起するかの如き前提は、適切な認識に基づくものではない。

イ. また、本件議員立法の際の衆・参両院の内閣委員会の決議において、政府に対し、同法の実施に当たって「日中共同声明及び日中平和友好条約にある諸原則を厳守し、精神を尊重すべきこと」、「特に共同声明第2項及び第3項において表明された日本国政府の立場を堅持すべきこと」を求めており、これは、政府全体として厳守すべき事であり、本件支給事務の主務省庁が厚生省であるか総理府であるかに係わりがない。

ウ. そもそも、中国側が本件問題処理の態様につき有する関心は、A省が所管するのは駄目で、B省ならよい、というような個別省庁を問題とするのではなく、日本政府全体の対応の有様に対するものであるから、中国と関係がある厚生省だと問題で、特別密接な関係がない総理府なら問題が少ないとする論旨には同意できない。

外務省アジア局中国課の例等を見ても台湾との実務関係の事務を併せて所管する故に、中華人民共和国との友好関係が損なわれるというような事態は生じていない。

エ. 以上の諸点に照らして、厚生省が本件事務の主務官庁となっても、それが厚生省と中華人民共和国との密接な関係を損なう原因となることはないと考えられ、また、それ故に厚生省が中国残留孤児行政を所管しているから本件事務の主務官庁を引き受けられないとの理由は、納得できない。

○ 厚生省援護局

ア. 議員立法の立法過程において、中国及び台湾との交渉上様々な紆余曲折があったことは協力省庁の1つとして承知しているが、中国側が明確に合意していない問題も残っているものと思われる。したがって、今後国債の交付の

ための立法やこれら 2 法の運用に当たっても、中国と台湾との利害対立が起こるおそれなしとせず、また、中国政府内の政治情勢の変化によっても、中国側の態度が変わるおそれがある。

イ. 実際問題として、同じ大臣なり局長が、孤児問題と台湾問題を所管していて、台湾問題について中国側と対立が生じれば、孤児問題の交渉や実施協力にあたって重大な影響が生じることは明らかである。日頃中華人民共和国政府及び地方省の人民政府の担当者と折衝している者として、事実上様々な障害が生じることは十分予想されるところである。中国課は中国及び台湾を所管しているというが、台湾とは国交がない以上表向きは台湾を相手にしているとはいえないのに対して、もし厚生省が本件を所管することになれば、中国、台湾の双方を相手にして実際の事業を行うことになり、全く状況は異なる。また、外務省は異なる利害を調整して国全体の外交方針を立てることが仕事であって、事業官庁として孤児行政の円滑な実施にのみ責任を有している厚生省とは立場が異なる。

ウ. また、仮に台湾元日本兵への補償を援護局が所管すれば、従来中国側との交渉において解決済として処理してきた問題が一挙にむし返されるおそれがある。（例 日本に帰国しない孤児の養父母に対する補償としての扶養費の支払）

エ. 以上の理由からヤマ場を迎えている孤児行政を担当している援護局として本件事務は到底引受けられない。

○ 総理府外政審議室

ア. 台湾出身旧軍人軍属に係る弔慰金及び見舞金の受給権の認定事務の処理に当たっては、当該支給原因たる戦没、戦傷病の発生が 40 数年以前に発生したものであること、申請者が我が国の法令の適用のない台湾居住する者であること、本件問題の処理は人道的精神によってなされるべきものであること等を十分に勘案し、実態に即した迅速、適切な認定方法を採用が必要があるが、反面、これらの弔慰金等の支給に要する財源は、国費をもって賄われるものであり、その適切な執行が求められることは当然である。

イ. このような観点から、既に厚生省援護局から提供を受けた約 3 万人に及ぶ台湾出身戦没者名簿は、大変有益な資料であり、今後の認定事務処理に大きく役立つことは疑いない。

ウ。厚生省援護局によれば、従来同局が台湾側から戦没との通告を受けた人数と上記名簿記載数との間には、約8,000人の隔たりがあるとのことである。これら同局で戦没者として個人名を把握していない者に係る申請についても、極力その申請資料等により、当該申請の正否の判定に努める必要があると考えられる。その際には、単に戦没者の個人名簿の有無だけではなく、申請資料等に記された部隊名、部隊配置、動員時期、戦闘状況等を参照されることになるが、かかる旧陸海軍に関する資料、史実等は、援護局が保有しており、また、これらに習熟し、知識経験の蓄積のある職員も同局に存在する。これらの資料や職員知識等は、形として提供し得る物だけにとどまらず、まさに行政組織としての永い伝統の中に育まれた無形のものが大きな役割を有すると考えられ、本件事務処理を厚生省以外の省庁で所管するとすれば、その十分な活用が期し得ない。

エ。以上のような観点から、本件事務については、やはり厚生省において所管されるのが、他のどの省庁が所管するよりも、最も適切な処理が期待し得る。

○ 厚生省援護局

ア。日本人に対する援護法の適用方針は、簡単に言えば十分な証拠資料のないものは却下するということであり、本件についてその方針を忠実に適用すれば、台湾出身戦没者名簿に載っていない約8000名のほとんどは却下せざるを得ない。それは到底台湾側の受け入れるところではないと考える。仮に台湾人については、不十分な資料で適用する事を期待しているのであれば、事実関係の存否について異なる基準を適用するものであり、援護局が両方を同時に行うことは日本人と台湾人で扱いが不公平であるという批判を受けることになるので到底引受けられない。

その点、総理府は従軍看護婦やシベリア抑留者の認定を行えるのであるから、十分適切に本件についても認定できるはずである。

イ。一方、援護局が本件を所管すれば、原爆被爆者や援護法の対象とならない周辺部分の人々の補償問題等にも波及するおそれがある。また、援護法は対象者の受傷原因や死因によって処遇が異なるが、台湾戦没者については、そのような区別をすることは、ほとんど不可能であって均一の取扱いにならざるを得ないと思われる。仮にそのような制度を援護局で所管することになれば、援護法の格差是正要求が一層強まることが懸念される。

ウ. なお、援護局は、軍人軍属の履歴調査等の事務は協力できるし、必要とあれば日赤等の実際の認定機関にOB等を派遣する形での協力は惜しまないということを申し添える。

○ 総理府外政審議室

ア. 過去において、総理府が担当した戦後処理問題は、各々特定の対象者につき、特別の理由に基づき所管したものであるが、今回の弔慰金等の支給は、「日本の旧軍人又は旧軍属」に対するものであり、その対象者の身分関係が援護法の対象者と同一範疇のものであること等から厚生省が所管されることが最も適当である。

イ. 昭和42年の引揚者に対する特別交付金の支給は、厚生省が所管された昭和32年の引揚者給付金が本邦に引揚げて生活の基礎を新たに再建する者への「援護措置」であったのに対し、「過去の財産の喪失並びに海外における財産形成や生活利益、人間関係の状況等が考慮された特別の措置」として立案されたため引揚者に対する援護措置とは異なる特別の事務として総理府が所管したものである。

ウ. 従軍看護婦に対する慰労給付金は、かつて戦地、事変地等に派遣された従軍看護婦のうち死没者、障害者については援護法の適用がある反面、生還した看護婦については恩給法の適用がないことから、「兵役義務がない女性の身でありながら兵と同じような召集を受け、戦地等において旧陸海軍の戦時衛生勤務に長期間勤務した」ことに対し慰労するために支給することとされたものである。この事務は、当時の総理府総務長官の政治的判断に基づき、総理府が所管することとなったものである。

エ. 戦後強制抑留者等については、政府としては、昨年暮の政府、与党合意に基づき、平和祈念事業基金（仮称）を設け、関係資料の収集、保管、展示などの一般事業及び民間人を含むシベリアに強制抑留された関係生存者に対する特別事業を実施することにつき、総理府において検討調査中である。これらの事務は、他のいずれの行政機関の所掌にも属しない事務として、総理府が所管することとされたものである。

オ. 引揚者特別交付金の交付国債による支給に関する経験は、現在から20年も前の事業に関するものであり、それ以降、総理府は国債交付による支給事務を行っていないので、そのノウハウの多くは既に失われているのに対し、

厚生省は、昭和27年の援護法による弔慰金に始まり数々の国債交付による支給事務を行い、最近でも昭和60年度からの戦没者遺族特別弔慰金の支給等、引き続き豊富な経験を持っておられる。

○ 厚生省援護局

ア. 援護法は、法制定当初から現在まで日本国籍を持たない者を対象としたことではない。

イ. 本件は、62年9月16日の台湾人元日本兵問題議員懇談会において有馬議員が配布した発言のポイントにあるように、「特殊な背景を有する問題であり、台湾住民である戦没者遺族等に対しては桑港平和条約、日華平和条約の下で処理することが予定されていながら、右処理を見ないまま日中国交正常化を迎え、処理することが不可能となったことから、特に「人道精神」に基づく国内法措置を策定したもの」であり、極めて特別な措置であることから総理府が所管することが適当である。

(本件は、他のいずれの行政機関の所掌にも属さない事務であり、総理府が所管するべきである。)

ウ. 引揚者に対する特別交付金は、現在においても交付実績のあるところであり、さらに今度、総理府が所管するシベリア抑留者への特別事業は国債交付による支給方式と聞いている。

○ 総理府外政審議室

ア. 外政審議室は、「他の行政機関の事務の連絡に関すること」として各省庁連絡会議の庶務を担当し、議員立法が成立した後においては、その所管が当面明定されていないことから、「他の行政機関の所掌に属しない行政施策の調査、企画、立案を行うこと」として、関係省庁と密接な連絡を図りつつ、本法の実施に向けて制度の検討を進めているところであって、その所掌事務からして、当然その実施に当たる立場にはない。

イ. 外政審議室は、本問題の検討過程において、重要な進展がある都度関係省庁に連絡し、情報の共有を図るよう努めてきたところであり、この間の経緯は、厚生省援護局も十分ご承知のとおりである。

○ 厚生省援護局

ア. 厚生省も本件事務の実施を所掌する立場にない。他方、総理府管理室は、
「他の行政機関の所掌に属しない事務のうち行政施策に関するものの実施に
関すること」（総理府本府組織令第12条第4号）を所掌しているから、総理
府管理室が所管すべきである。

イ. 本件の立法過程において、中国及び台湾との交渉において様々な紆余曲折
があったと承知しており、既に連絡していただいている情報以外に多くの配
慮を必要とすべき事項があるものと思われる。

(2) 覚書

昭和62年12月15日から23日までの間、総理府部内において種々検討
が重ねられたが、12月24日、石原官房副長官の下に、本多総理府審議官、
北郷厚生省官房長及び古川首席内閣参事官が参集し、本件支給事務を総理府が
所管することにつき合意がなされ、両省庁間で覚書が交わされた。

これをもって、本件に関する事務を引き続き総理府が所管することとなった。

(参考)

総総第 832号

乙 第 5号

昭和62年12月24日

覚 書

内閣総理大臣官房審議官 本多 秀司

厚生省大臣官房長 北郷 勲夫

下記のとおり確認する。

記

1. 台湾住民である戦没者等の遺族等に対する弔慰金等の支給に関する事
務については、総理府が所管するものとする。
2. 日本赤十字社の認定処分に際して、厚生省援護局は、戦没者等の身分
関係、戦傷病要因等に関する必要な調査、審査等の協力を行うものとす
る。
3. 厚生省は、総理府に対し、次の協力を行うものとする。
 - (1) 交付国債法及び関係法令の立案、実施取決めの締結への指導、事務

処理要領の作成、交付国債発行事務等に関する資料、知識、情報等の提供

- (2) 日赤への委任事務が円滑に実施されるための必要な助言、協力
- (3) 総理府への若干名の併任職員の派遣
- (4) その他上記 1 の事務を実施するための必要な協力

(3) 業務体制及び所掌事務

昭和 62 年 12 月 28 日、弔慰金法の施行に関する事務を所掌するための、総理府の大臣官房に「臨時業務対策室（仮称）」の設置と室長以下計 3 名の定員配置が認められ、翌 63 年 5 月 17 日、弔慰金法施行令が公布され、同令附則第 2 項において総理府本府組織令の一部改正が行われ、7 月 1 日、「臨時特定弔慰金等業務室」が正式に設置された。

なお、当該業務室は同令附則第 3 項により昭和 67 年（平成 4 年）3 月 31 日まで置かれることとされていた。

臨時特定弔慰金等業務室は、その設置期限の到来に伴って廃止されたが、弔慰金法及び実施法に基づく施行事務を引き続いて行う必要があることから、大臣官房管理室で当該事務を引き継ぐこととされた。

〈注〉平成 5 年 3 月 31 日 特定弔慰金等請求終了期限

平成 7 年 3 月 31 日 国債償還請求終了期限

おって、定員措置についても、平成 4 年 3 月 31 日限りで満了することとなるが、その業務量等からみて引き続き配置する必要性が認められたことから、参事官補以下 2 名の存置期限を平成 7 年 3 月 31 日まで延長するとともに、他省庁併任職員についても継続配置することにより、従前の事務処理体制を維持することとされた。

管理室の所掌事務は、総理府本府組織令（平成 4 年 3 月 27 日政令第 46 号一部改正）において次のとおり定められている。

（大臣官房管理室）

第 12 条

- 2 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律及び特定弔慰金等の支給の実施に関する法律の施行に関すること。

第6章 台湾住民である元日本兵問題の調査等の動き

1 台湾住民である元日本兵問題に係る調査

(1) 本調査の経緯

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する調査委託費等は、前章で述べたとおり、昭和61年末の62年度予算編成過程における大臣折衝において、党側からの申入れにより、弔慰金等の給付は63年度の予算において措置し、これに係る実態調査、給付体制の整備等は62年度において実施することとされ、予算に計上された。

しかしながら、62年に入り、胡耀邦氏の総書記辞任、ズ・ダン号事件、光華寮判決と日中間を揺るがす事件が続発し、議員提案で行うとされた弔慰金等の給付に関し必要な立法の成立のメドが立たなくなり、本調査委託の実施も棚上げ状態にあった。

一方、弔慰金等の支給について、中国側の暗黙の了解が得られたとされ、第109回国会の末期の62年9月29日に弔慰金法が成立し、63年度からの弔慰金等の支給が確定し、先ずは63年度予算編成に向けて早急に、その準備のために調査委託を実施する必要が生じた。

このため、本調査委託の委託先として、弔慰金法による支給方法が日本赤十字社・台湾紅十字会ルートとされたため、日本赤十字社と委託契約の締結のための交渉に入った。しかし、調査が実施されるのが、当初その実情がほとんど明らかでなかった台湾現地であること等の理由で、調査計画に関する経費の積算が確定せず委託契約の締結に至らなかったが、年末の63年度予算編成も控えていることもあり、これを踏まえて後藤田内閣官房長官（当時）から公式の書簡（次頁参照）をもって同社に対し本調査の委託を行った。

その理由として、昭和63年度から弔慰金等の支給が行われるが、我が国と台湾及び中国との関係を考慮して、対外関係上問題を生ずることのない方法で行うこととされ、日本赤十字社が政府の委任を受けて、台湾紅十字会との取決めに締結して行うこととされたこと、さらに、今回の調査は支給のために必要な実態調査、給付体制の整備等であるので、実際に支給を担当する日本赤十字社に委託するのが最も適当であると考えられ、本調査の実施に当たって、日本赤十字社に委託することとした経緯である。

(「台湾住民元日本兵問題」に関する書簡について)

総 外 第 59 号

昭和62年10月 5日

日本赤十字社社長 山本正淑 殿

内閣官房長官 後藤田正晴

台湾住民元日本兵問題に係る依頼について

台湾住民元日本兵問題については、昨年末の予算折衝の際の政府・与党間の話合いにより解決の方向が示され、台湾住民である戦没者遺族等に対する弔慰金等の給付のため昭和63年度から所要の財政措置を講ずるとの前提に立って、昭和62年度においては、民間団体等の協力を求めつつそのための実態調査、給付体制の整備等を実施することとし、所要の調査委託を行うこととなりました。また、先般の第 109回国会においては、本問題をあくまで人道的精神に基づき日本赤十字社を通じて解決するとの議員立法が成立しました。

ついでには、昭和62年度予算に基づく調査等を早急に貴社に委託いたしたく、右よろしくお願いいたします。なお、調査等に当たっては、貴社より「台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関」に再委託を要するものについてはそのようにお取り計らい願います。

今回貴社に委託すべき調査事項は、台湾側の上記機関及び現地関係諸団体の実情、給付対象者の実情把握の方法並びに給付実施体制策定上の留意点等ではありますが、詳細については、追って貴社と協議の上、決定することとしたいと存じます。

5. 「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」の実施に向けて必要な事項についての RCSTC との協議
6. 昭和63年度から弔慰金等の支給事務を可及的速やかに開始するために必要な実施体制の事前準備

2 訪台調査の報告

(1) 経過

日本赤十字社代表団の訪台に当たって、本件に対する日本側の基本的認識と姿勢を明らかにした上、今後の進め方について、日本政府からの「調査事項」に沿って可能な限り具体的に検討を進めることを方針とした。

しかしながら、現地における公示から支給に至るまでの実務の大半は、いずれ台湾側に委ねることになるため、その仕組みにつき日本側の考えを押しつける印象を与えることのないよう、敢えて腹案を示さず、先方の最善と考える案を提出するのを待って協議することとした。

その結果、ほとんどの事項が台湾側への宿題となったことから、次回以降、下記の日程で訪台調査を実施することとなった。

なお、日本赤十字社の直接窓口となる台湾紅十字会は、政府の委託を受け（1987年）11月2日から大陸里帰り申請受理業務を開始したことにより一気に大衆に知られるようになったが、その人員及び財政基盤は脆弱であったため、現時点においては自力で本問題を処理する能力がないことをその関係者自らが認めていた。加えて、同会の何応欽会長が10月21日死去され、現在そのポストが空席（後任は内定済）ということもあり、組織的にも十分な体制ではなかった。

しかるに、李登輝副総統（当時）によれば、大陸里帰りと本件でこれまで休眠状態にあった台湾紅十字会の重要性がにわかに増し、政府としてもその強化を図る考えであった。

このため、当面台湾紅十字会は交渉相手と成り得ず、実質的な問題は同会を監督する立場にあると同時に戸政事務所を所管している内政部と協議し、また、これまでの経緯を具に掌握し日台関係の機微を一番心得ている亜東関係協会との間で、今後の進め方について忌憚なく意見を交換した。

ようやく、（1988年）1月25日になって台湾紅十字会の新会長に徐亨氏が

任命されたことにより、第4回訪台調査では同会の人事体制も整い、初めて同会との本件業務に関する具体的な意見を交わす運びとなった。

(なお、同会は故何応欽会長の後任に徐亨(新)会長が内定していたが、民主的手続きを踏もうとしていたため、正式な任命の時期が定まらず、かつ重要な決定は何ら為し得ない状態が続いた。)

一方、台湾は目下政治的に大きな変革期を迎えており、国民の権利の主張が急速に高まりつつあることから、台湾側では本件を友好的に円滑に解決することが日台双方の良好な関係を保っていく上で是非必要と認識しながらも、内政上の問題を引き起こすことのないよう慎重に処理していきたいとの姿勢であった。

したがって、今後の支給業務の処理に当たり遺漏なきを期するため、前記1(2)の調査事項に関する現有情報等を聴取し、その調査結果を報告書に取りまとめた。

なお、ここでは報告書上の主要と思われる要旨ないし内容を以下掲載する。

(2) 実施時期等

① 実施期間

第1回調査(昭和62年11月 8日～14日 台北市・高雄市)

第2回調査(昭和62年12月11日～17日 台北市・台中市)

第3回調査(昭和63年 1月19日～26日 台北市・花蓮市)

第4回調査(昭和63年 3月 2日～12日 台北市)

② 出張者

日本赤十字社	外事部次長	近 衛 忠 輝	(第1～4回調査)
〃	社会部主事	田 中 康 夫	(第1～3回調査)
〃	総務部(会計)	堀 乙 彦	(第4回調査)

③ 台湾での面会者

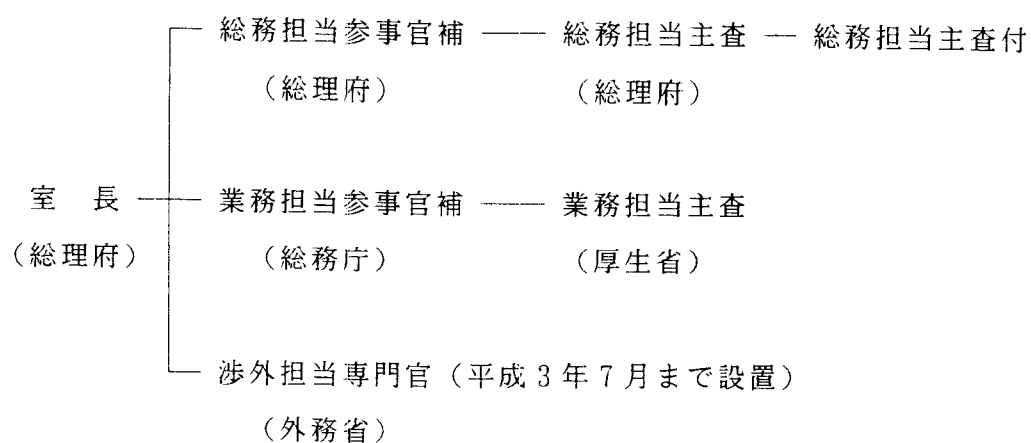
副 総 統		李 登 輝	(第2回調査)
総 統 府 資 政		張 宝 樹	(第2回調査)
考 試 院 副院長		林 全 生	(第2回調査)
立 法 院 立法委員		蔡 中 涵	(第1回調査)

VIII 内閣総理大臣官房における職員配置図

i 臨時特定弔慰金等業務室の変遷

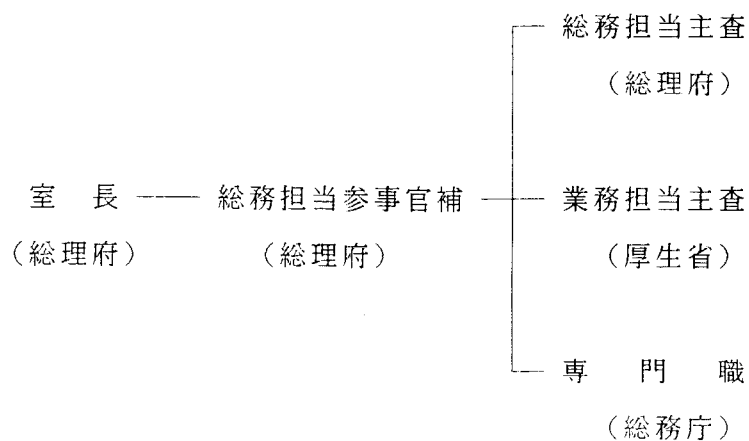
昭和63年4月～臨時特定弔慰金等業務室設置のための準備室

昭和63年7月～内閣総理大臣官房臨時特定弔慰金等業務室



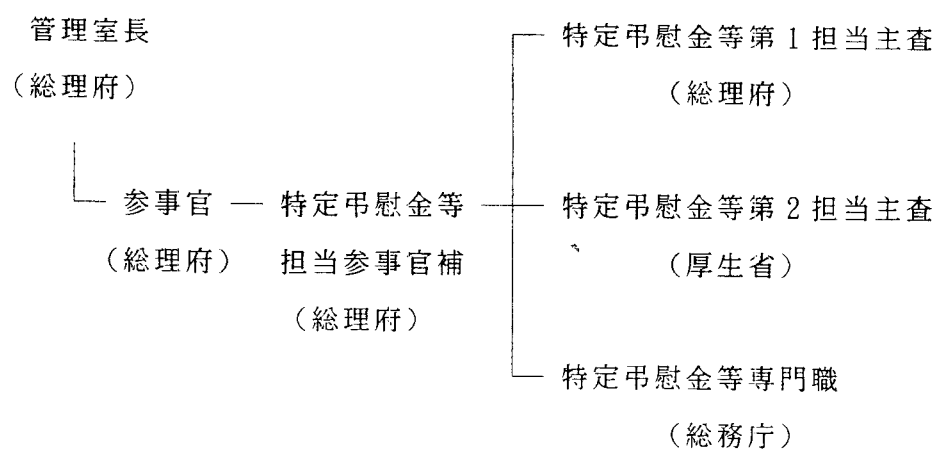
※嘱託職員2名・事務補助職員1名

平成3年4月～内閣総理大臣官房臨時特定弔慰金等業務室



※事務補助職員1名

平成4年4月～内閣総理大臣官房管理室へ編入



※事務補助職員1名

特 定 弔 慰 金 等 担 当 者 在 職 一 覧

63
7/1

元 2 3 4 5 6 7
4/1 4/1 4/1 4/1 4/1 4/1

官 房 臨 時 特 定 弔 慰 金 等 業 務 室		官 房 管 理 室	
管 理 室 長		石 倉 寛 治	安 藤 昌 弘
弔 慰 金 等 業 務 室 長	(併)	石 和 田 洋	
総 務 担 当 参 事 官 補 (特 定 弔 慰 金 等 担 当 参 事 官 補)		高 倉 春 樹	佐 野 美 博
総 務 担 当 主 査 (特 定 弔 慰 金 等 第 1 担 当 主 査)		守 屋 仁	山 田 盛 和
総 務 担 当 主 査 付		羽 賀 隆 之	(H. 5. 4 ~ 12 の 間 は 、 特 定 弔 慰 金 等 専 門 職)
業 務 担 当 参 事 官 補		後 藤 直 保	
業 務 担 当 主 査 (特 定 弔 慰 金 等 第 2 担 当 主 査)		堀 原 清	橋 本 弘 文
参 外 参 事 官		碓 田 恭 彦	
専 門 職 (特 定 弔 慰 金 等 専 門 職)		山 本 武 雄	加 藤 祐 春
参 務 補 助 員		中 西 真 実	加 藤 み どり
参 務 嘱 託		大 輪 田 昭 司	阿 部 真 弓
		黒 巢 幸 明	奥 津 史 子
			新 井 佳 織

(H. 5. 4 ~ 12 の 間 は 、 特 定 弔 慰 金 等 第 1 担 当 主 査)

編集後記

特定弔慰金等支給業務の経緯は、部内の参考執務書として取りまとめました。本冊子の編纂に当たっては、弔慰金支給法の制定に関してその背景となった一連の経緯と論述を記述し、さらに、法律の運用等についての各般の問題について記録することを目的とした関係上、各種条約並びに関係法令等については、原文をそのまま用いらず、その一部を抜粋し掲載、また、縦書きを横書き置き換えるなどの勝手を御容赦ください。

この本は 総理府管理課の持ち出しで
公開しないこと

中の表紙は 厚紙製のラスタによるもの、内部装幀の紙
ということ。

1999.11.

金本邦子と
総理府管理課の持ち出し

清水英子